

表1 平成28年度の国民健康保険料率と上限額

| | 平成27年度 | 平成28年度 | |
|----------------------------|--------|---------|---------|
| 〈1〉 医療保険分 | ①平等割 | 2万8800円 | 3万円 |
| | ②均等割 | 2万5400円 | 2万7400円 |
| | ③所得割 | 9.2% | 10.1% |
| | 上限額 | 52万円 | 54万円 |
| 〈2〉 後期高齢者支援金分 | ①平等割 | 8800円 | 8400円 |
| | ②均等割 | 7900円 | 7500円 |
| | ③所得割 | 2.7% | 2.4% |
| | 上限額 | 17万円 | 19万円 |
| 〈3〉 介護保険分 (40歳以上65歳未満の人のみ) | ①平等割 | 6400円 | 7000円 |
| | ②均等割 | 8400円 | 8600円 |
| | ③所得割 | 1.7% | 2.0% |
| | 上限額 | 16万円 | 16万円 |

表2 低所得者の軽減割合(平成28年度以降)

| 軽減割合 | 加入者数 (旧国保被保険者含む) | 加入者と世帯主の前年所得 (旧国保被保険者含む) |
|-----------------------|---------------------------|--------------------------|
| 7割 | 何人でも | 33万円以下 |
| 5割 | 1人 | 59万5000円以下 |
| | 2人 | 86万円以下 |
| | 3人 | 112万5000円以下 |
| 2割 | 1人増えるごとに26万5000円を加算した金額以下 | |
| | 1人 | 81万円以下 |
| | 2人 | 129万円以下 |
| | 3人 | 177万円以下 |
| 1人増えるごとに48万円を加算した金額以下 | | |

表3 特別徴収の対象となる世帯の条件

全てに当てはまる世帯が対象

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ②世帯主(納付義務者)が国保に加入している
- ③国民健康保険料を口座振替で納付していない
- ④世帯主が年額18万円以上の年金※を受給している
- ⑤介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、1回分の年金受給額の2分の1を超えない

※世帯主が今年度中に75歳になる世帯は特別徴収の対象外です。
 ※特別徴収の対象となる年金は国が定めています。
 複数の年金を受給している場合は、受給額の大小ではなく国が政令で定める順位により対象となる年金を決定します。
 年金の種類で一番順位が高いのは、「老齢基礎年金」です。

表4 世帯主が65歳になるときに、普通徴収から特別徴収へ変更となる時期の目安

| 世帯主が65歳になる時期 | 特別徴収へ変更となる時期の目安 |
|-----------------------|-----------------|
| 平成28年 4月3日～平成28年10月2日 | ▶ 平成29年 4月 |
| 平成28年10月3日～平成28年12月2日 | ▶ 平成29年 6月 |
| 平成28年12月3日～平成29年 2月2日 | ▶ 平成29年 8月 |
| 平成29年 2月3日～平成29年 4月2日 | ▶ 平成29年10月 |

計算例 1 夫婦+子供2人の4人世帯
 夫：41歳、給与所得199万円(給与収入310万円)
 妻：38歳、給与所得55万円(給与収入120万円)
 子供2人：所得なし

●軽減判定(表2参照)・・・軽減非該当
 夫の給与所得199万円+妻の給与所得55万円=254万円
 4人世帯で軽減判定基準所得が254万円→軽減非該当

●所得割基礎額 188万円(1000円未満切捨て)
 夫：給与所得199万円-基礎控除33万円=166万円
 妻：給与所得55万円-基礎控除33万円=22万円

〈1〉医療保険分 32万9400円(100円未満切捨て)
 ①平等割 3万円
 ②均等割 2万7400円×4人=10万9600円
 ③所得割 所得割基礎額188万円×10.1%=18万9880円
 医療保険分年額 ①+②+③=32万9480円

〈2〉後期高齢者支援金分 8万3500円(100円未満切捨て)
 ①平等割 8400円
 ②均等割 7500円×4人=3万0000円
 ③所得割 所得割基礎額188万円×2.4%=4万5120円
 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③=8万3520円

〈3〉介護保険分(夫のみ該当) 4万8800円(100円未満切捨て)
 ①平等割 7000円
 ②均等割 8600円×1人=8600円
 ③所得割 所得割基礎額166万円×2.0%=3万3200円
 介護保険分年額 ①+②+③=4万8800円

国保料年額 〈1〉+〈2〉+〈3〉=46万1700円

平成28年度の国民健康保険料率と上限額が決定しました。(表1) 保険料は、〈1〉医療保険分、〈2〉後期高齢者支援金分、〈3〉介護保険分(40歳以上65歳未満の人のみ)を合計したものです。

〈1〉〈3〉それぞれが、①世帯単位で掛かる「平等割」、②加入者一人ずつに掛かる「均等割」、③加入者全員の前年所得で算定する「所得割」で構成されています。

所得の低い世帯は、4月1日の世帯内の加入者数と前年中の所得に応じて、保険料の平等割と均等割が軽減されます。(表2)

加入者数には国保(国保組合を除く)から後期高齢者医療制度に移行した「旧国保被保険者」を含みます。4月1日以降に加入した場合は、世帯主が国保に加入した日の加入者数になります。

軽減に該当する世帯には、あらかじめ減額して納入通知書を送付します。

◆普通徴収
 口座振替や納付書により、金融機関やコンビニで納める方法です。

◆保険料の納め方は2通り

◆普通徴収から特別徴収へ
 世帯主が65歳になり、一定の条件に当てはまる場合は、普通徴収から特別徴収に自動的に変更となります。(表3・4)

◆特別徴収から普通徴収(口座振替)へ
 特別徴収で納めている世帯でも、申し出により口座振替に変更することができます。

◆普通徴収から特別徴収へ
 世帯主が65歳になり、一定の条件に当てはまる場合は、普通徴収から特別徴収に自動的に変更となります。(表3・4)

◆特別徴収から普通徴収(口座振替)へ
 特別徴収で納めている世帯でも、申し出により口座振替に変更することができます。

計算例 2 夫婦2人世帯
 夫：72歳、年金所得138万円(年金収入258万円)
 妻：70歳、年金所得0円(年金収入90万円)

●軽減判定(表2参照)・・・2割軽減該当
 夫の年金所得138万円-15万円*+妻の年金所得0円=123万円
 2人世帯で軽減判定基準所得が123万円→2割軽減該当
 ※平成28年1月1日時点で65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円を引いた額で軽減判定基準所得を計算します。

●所得割基礎額 105万円(1000円未満切捨て)
 夫：年金所得138万円-基礎控除33万円=105万円
 妻：0円

〈1〉医療保険分 17万3800円(100円未満切捨て)
 ①平等割 3万円
 ②均等割 2万7400円×2人=5万4800円
 ③所得割 所得割基礎額105万円×10.1%=10万6050円
 ④軽減額(2割軽減)(①+②)×0.2=1万6960円
 医療保険分年額 ①+②+③-④=17万3890円

〈2〉後期高齢者支援金分 4万3900円(100円未満切捨て)
 ①平等割 8400円
 ②均等割 7500円×2人=1万5000円
 ③所得割 所得割基礎額105万円×2.4%=2万5200円
 ④軽減額(2割軽減)(①+②)×0.2=4680円
 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③-④=4万3920円

国保料年額 〈1〉+〈2〉=21万7700円

平成28年度国保料が決定

加入者みんなでお互いに支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)の保険料は、本年度に必要と見込まれる医療費から、国などの補助金や病院で支払う自己負担分を差し引いた額を基に算定しています。

お問い合わせ 国保課 (市庁舎1階、☎65・4139、65・4140)

1年分を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。

◆特別徴収
 年金天引きで納める方法です。世帯内の国保加入者の年齢など、一定の条件全てに当てはまる世帯のみが対象です。(表3)

◆納め方の変更
 既に口座振替で納めている人は、特別徴収の対象外です。

希望者は次の3つを持参して、国保課保険料係に申請してください。

- ①被保険者証
- ②通帳など口座番号が分かるもの
- ③口座の届け出印

特別徴収の中止には、2〜4カ月程度かかります。

◆所得とは
 前年の収入から必要経費(所得税法で定められている公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含まれません。